

2016年5月4日(水)

瀧川ゼミ5限

担当: 杉山佳菜/田嶋夏美/佐藤由基

タックス・ヘイブン

1.はじめに

OECD(経済協力開発機構)による指標によるとタックス・ヘイブンとは資本収入に対して税金を課さないか、ほとんど課さない権限を持ち、加えて次の特徴のうち1つを備えている場所である。①透明性が欠如している②外国の政府に対して情報を提供することを拒否する③架空の企業を作れる可能性を持っている

タックス・ヘイブンとは・・・日本語に訳すと「租税回避地」という意味で外国資本と外貨獲得のために、意図的に税金を優遇(無税または極めて低い税率)して、企業や富裕層の資産を誘致している国や地域のこと。—WEB 金融新聞

2.タックス・ヘイブンの現状

企業の多国籍化に伴い、企業にとっては、グループ全体として租税負担の軽減をいかに図るかが重要な課題となっている。その結果、自国と他国の租税制度の差や税率の差等に着眼した租税節減計画や租税回避計画が行われるようになった。それらの計画のなかで最も一般的に行われているのが、税金のない国や税率の低い国に別人格の法人(子会社又は孫会社等)を作り、そこに所得を移転することにより、企業グループ全体として税負担の軽減を図るという手法である。

3.脱税との違い

脱税: 納税しなければならないのに、意図的に納税義務に違反して納めるべき税を納めない、または逃れようとする事。

タックス・ヘイブン: 合法的に税負担を減少または回避すること

4. わが国のタックス・ヘイブンの考え方

定義は特に設けられておらず、所得に対して課される税の負担が20%以下となる国又は地域を対象としている。

5. 諸外国の考え方

統一された定義は存在しない。一般的には、全部の所得又は特定の所得に対し、税金が全く課されないか、又は課されても極めて低い税率であるような国をさしていることが多い。

6. 利点

・誘致国側—雇用が生まれる(企業誘致などで)、設立登記に伴い国は利益を得られる。

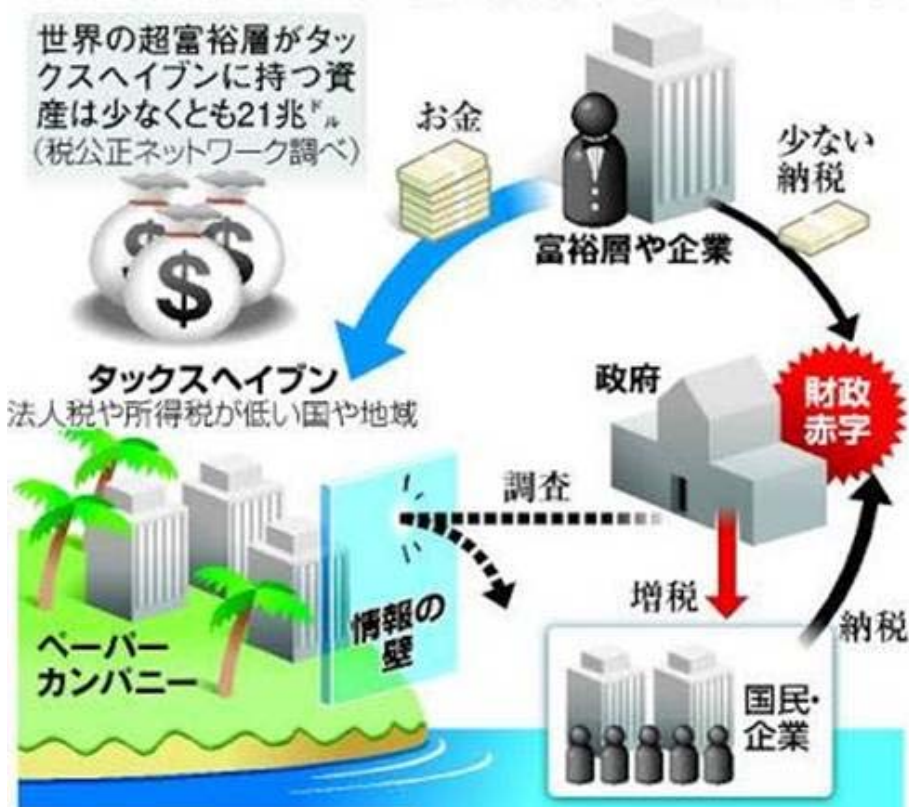
※そもそもタックス・ヘイブンをを行う国はほとんどが小国であり、自国の産業が何もない事が多い。

・企業(資産家)側—本来、企業が事業によって売り上げた利益の中で、納税分の金額が減る。企業としては、売り上げや役員報酬、社員の給料に反映させることができる。さらには、設備投資などの導入にも繋げられる。また、税務申告などの負担や義務なども軽減される。企業側としては、全体を通じて得られるメリットが非常に大きい。つまり企業の経済活動を発展させることができる。

7. 問題点

多くの方は真面目に税金を納めているにも関わらず、お金持ちの人がタックス・ヘイブンにお金を持っていき、払うべき税を払わないという不公正さが存在する。また、金持ちが税逃れすることにより、財政が厳しい国(ほとんどの国はそうだが...)は金持ちが本来払うべき税金の分まで一般国民に税金を請求することになり、格差の拡大にもつながる。(参考:図1、図2)

世界中のお金がタックスヘイブン(租税回避地)に集まっている



(図1)

「パナマ文書」流出

日本の不景気の正体が判明

1

税

社会保障の財源を確保する為に増税いたします！

非正規雇用…

消費税増税…

生活が厳しくとも税は犯罪になるのできっちり支払う国民

所得税・健康保険料・厚生年金保険料
雇用保険料・住民税・復興特別所得税
酒税・地価税・消費税・酒税・自動車重量税
固定資産税… etc

確定申告

納税は国民の義務だし年金や社会保障がなくなるのは嫌だから払うのは当たり前なんだよ

確定申告

しかし…

Hello. This is John Doe. Interested in data?
We're very interested. There are a couple of conditions. My life is in danger. We will only chat over encrypted files. No meeting, ever. The choice of stories is obviously up to you.
Why are you doing this?
I want to make these crimes public.

その常識は大企業や一部の富裕層、政治家などに
適用されていた。それを明らかにしたのが **パナマ文書**

2

租税回避地（タックス・ヘイブン）にペーパーカンパニーを作りそこでお金を移すことにより日本への納税をまぬがれていた。

脱税

その額は **何百兆円**にもなるという

日本の1年間の税収は約50兆円。その額を減らすために企業や個人の各々の資産に基づいて毎年日本に納税（タックス・ヘイブン）でまぬがれている。もし、そのお金がちゃんと日本に納税されていたら？ 税収もいっしょに、1人当たりの納税も上がっていた…かもしれないのだ。

儲けても儲けても、おろしおろしに金もたつのもこれが原因なのかもしれない

税

OH NO…
タックスヘイブンってテレビでもやってるよね海外で大変みたいだね

報道ではまだ日本の企業や個人については言及されていません。しかし、多くの企業や個人が関係しています。関連企業・個人リストの完全版は5月初めに公開される予定です。決して対岸の火事で終わらせず、国民全員が真実を知り、正しい声を上げられますように…

税

失われた20年は作られたものだった？ 《パナマ文書》で検索してください。

(図2)

8. 対策

各国でタックス・ヘイブン対策税法が存在し、日本では租税特別措置法 66 条などで規制している。サミット等での対策もなされており、2009 年 4 月 2 日にロンドンで開催された世界経済サミットでは、タックス・ヘイブン等における「税の透明性欠如」が結果的に各国の財政等にもマイナスのインパクトを及ぼしているとして、次のような宣言がなされている。「タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域にたいする措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構(OECD)が発表したことに留意する。」

しかしながらタックス・ヘイブンの持つ特性である、①透明性が欠如している②外国の政府に対して情報を提供することを拒否する③架空の企業を作れる可能性を持っている、の3つの性質によりタックス・ヘイブンの問題は依然として解決していない。

<OECD>

1920 年代 国際連盟租税委員会による検討

国際的な事業活動から生ずる所得に適用される国際課税ルール

1946 ロンドン・モデル租税条約

1976 国際投資及び多国籍企業に関する宣言

1977 租税回避及び脱税に関する理事会勧告

タックス・ヘイブン対策税制

1998 OECD レポート

金融その他のサービス所得に全く課税しないかまたは名目的な課税しかない管轄で、非居住者がその居住地国の税を免れることができる場所(租税避難地)になることをオファーするものであり、銀行機密や不開示ルールに基づき実効性のある情報交換をせず、法的・行政的に透明性を欠き、現地に実質的に存在しない外国所有の事業体の設立を促し、これらの事業体が現地経済に商業的な影響を及ぼすことを禁止すること

2000~2002.4 透明性と情報交換の実施を公約

タックス・ヘイブンとして特定された管轄と透明性、無差別待遇および効果的な協力の約束を示すための OECD ガイドライン

2001 米国の反対論と OECD の方針転換

いかなる国も他国の税制に干渉すべきではないと考え、非加盟国の潜在的に不公平な取り扱いをすることは懸念の原因になる

<日本>

1977 多国籍企業等国際経済に関する件

租税条約等を討議した衆議院外務委員会の決議

財務当局は、従来から法人税法第 11 条の実質所得者課税の規定により対処してきたが不十分であったので、1977 年末の税制調査会の答申を受けて、1978 に租税特別措置法が改正され、海外子会社を利用した租税回避行為を防止するため、タックス・ヘイブン対策税制が設けられ、海外子会社の留保所得を、その持分に応じて、親会社の所得に合算して課税することとなった。

<アメリカ>

1930 以後 部分的に取り入れられてきた

1962 内国歳入法典の改正

同法第 951-964 条に規定するサブパート F 条項で体系的に導入

1965 規制の強化

1981 ゴードン報告

米国納税者の競争上の立場を考えつつ

国際協力の推進を謳った

1986 改正

外国法人の議決権のある株式の 50%超が、議決権のある株式の 10%以上を保有する米国市民または内国法人により直接・間接に保有されている法人の国外源泉所得で、その持分に対応する部分を配当の有無にかかわらず、外国法人の課税年度の終了時の米国株主の所得に合算課税。

<イギリス>

法人の居住性の判定に当たって管理支配地主義に基づきイギリスの居住者が非居住者の所得を「享受する力」を有するときは、その非居住者の所得につき英国の居住者に課税することができるという所得税法の規定がタックス・ヘイブン対策として用いられてきた。

1984 予算法

被支配外国法人(CFC)に関する規制導入

1988 所得税及び法人税法 第 747-756 条

イギリスの税額の 50%に満たない軽課税国にある CFC の所得が 1 事業年に 2 万ポンドを超えると、CFC の持分の 10%超保有しているイギリス法人の課税所得に加算される。

<ドイツ>

1965 政令

租税回避行為の取引を財務当局否認可

1972 国際取引課税法 第 7-14 条

アメリカや日本と同じく、ドイツ法人又は居住者によって支配されているタックス・ヘイブンにある外国仲介会社の留保所得は親会社ないし株主の所得に合算するというものの。

<フランス>

～1960 年代 一般租税法典の規定

国庫が租税回避に対処する手段としての行為否認に関して

1974 予算法

タックス・ヘイブン対策が導入

現在の租税一般法の規定第 23A 条となっている。

フランスの企業が恩恵的租税制度を有する地域に、その 25%以上の株式を直接・間接に保有する外国法人を設立した場合、フランス法人はその被支配外国法人の所得について、その持分割合に応じて法人税を払わなければならないとするものである。

9. 論点

昨今、パナマ文書で大手多国籍企業がタックス・ヘイブンにペーパーカンパニーを作り、帳簿上の資金を経由させることで税金を逃れていたことが分かった。この税逃れの問題を解消するために、以下のような制度を作成する。

法人税を世界で一律 27%に設定する。(タックス・ヘイブン自体は存続させる。)尚、この制度は国際的に強制力を持った形で実行されるものとする。

1.賛成

G20 の平均法人税を世界共通の法人税とすることで平等
自国の産業を持たない地域の収入は確保。

法人税の税収と個人による税収では、前者の方が大きい。

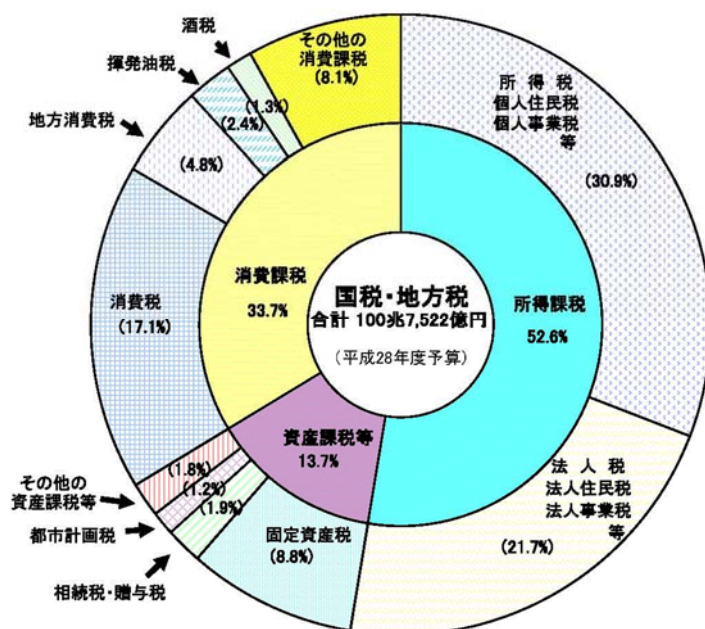
2.反対

国によって税率は異なるものであるべき。

情報公開など他の有効的な制度を作るべき。

タックス・ヘイブン自体存在すべきでない。

<資料1>

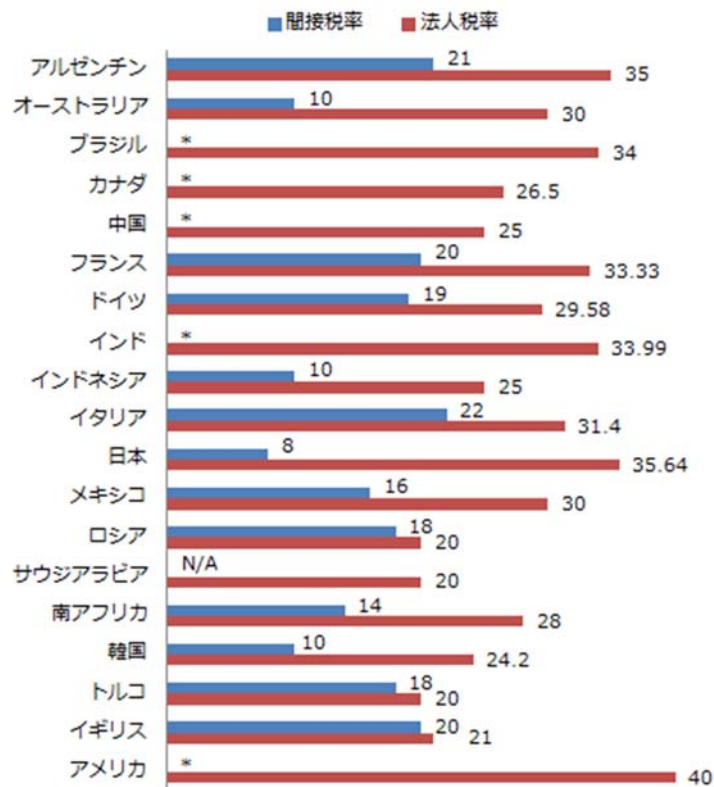


(財務省 : http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/001.html)



(財務省 :

http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/04.html)



(参考 : <http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/Pages/tax-survey-2014.aspx>)

2016年4月26日、AbemaTVの報道番組「AbemaPrime」が同番組の新スタジオ「EXけやき坂スタジオ」から生中継で放送された。同番組の火曜日は「激論ファイアーデー」。特集である「喧嘩上等！バトルスタジアム！」のテーマは、「タックス・ヘイブン、あなたは賛成？反対？」。

■賛成派「タックス・ヘイブンは経済に“やる気”を出させるツール」

対して賛成派は、経済におけるメリット面を主張。

タックス・ヘイブンには「税金の安さ」と「秘匿性」の2つの役割があり、利用する人の動機が大切だと語るリーマン・ブラザーズの安田氏も「秘匿性を利用する場合はたいていが良くないこと」であると反対派の意見を一部認めつつも、タックス・ヘイブン＝悪とするのは間違いであると話す。

「欲の追求が経済のパイを大きくする。平等にしようとするとなんがががんばらなくなるし、パイが小さい中で再分配をしなければならない」ビル・ゲイツやマイク・ザッカーバーグが兆単位の寄付をしているエピソードを挙げたが、森永氏に「その人たちは単なる“お金中毒”」と蹴される場面も。

タックス・ヘイブンを「企業を繁栄させるためのひとつのツール」と捉える三上氏は、「政府は民間の消費に対して大きく干渉すべきではない。富の再配分は大切だけど、タックス・ヘイブンをつぶして何十億円というお金を持ってきても大して財政はよくなる」と反論した。

(参考 <http://abematimes.com/posts/758272> 2016/4/29 アクセス)

<参考資料>

【パナマ文書の衝撃】租税回避地は「必要悪」？ パナマは「劣等生」

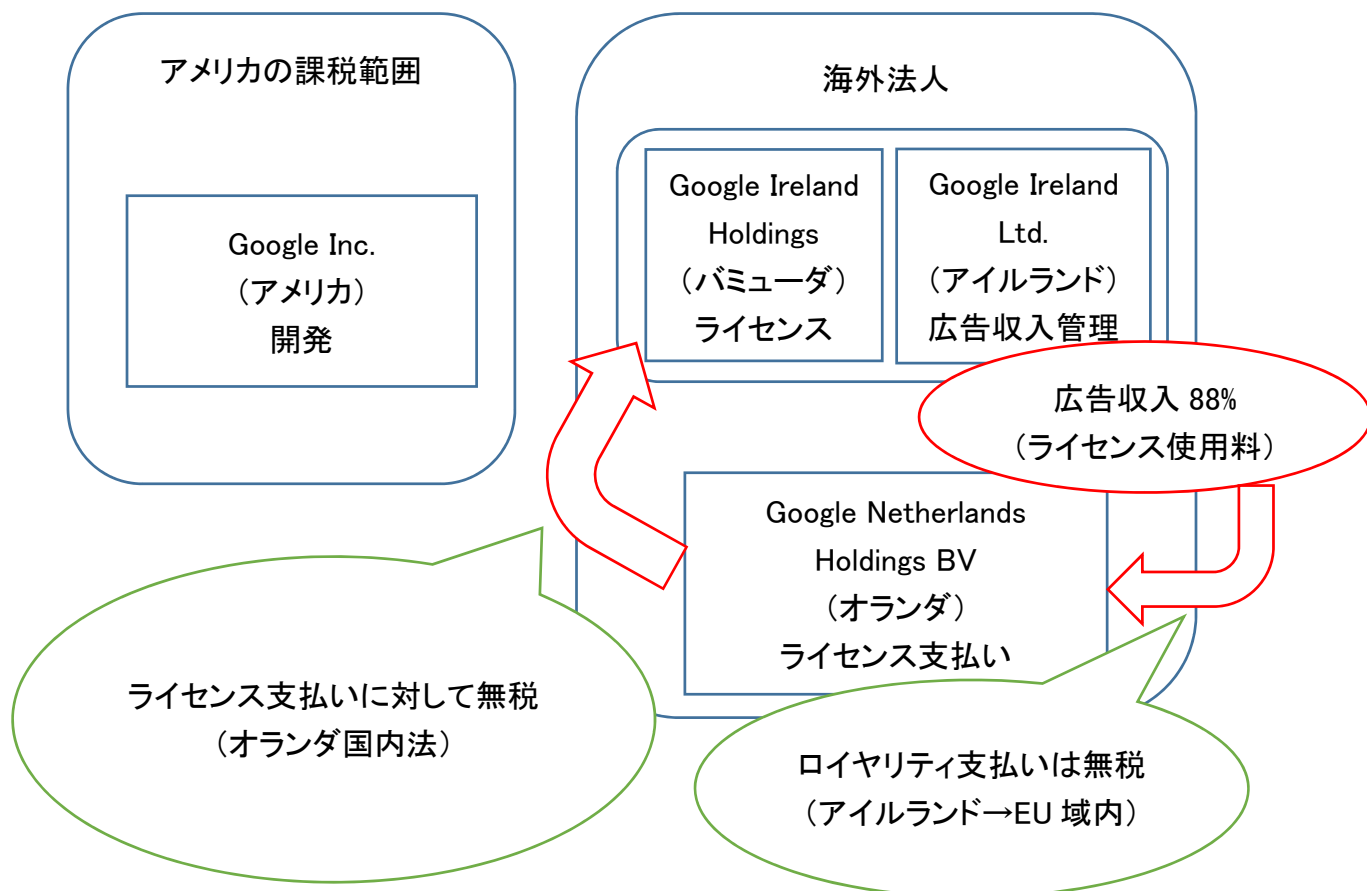
【ニューヨーク 松浦肇】中米パナマの法律事務所から流出した顧客資料「パナマ文書」の問題で、欧州を中心にタックスヘイブン(租税回避地)への批判が強まっている。ただ、米国人の大物が今のところリストに登場していないこともあり、米国内ではやや盛り上がり欠ける。温度差の理由を探ると、「経済」と「歴史」に突き当たり、租税回避地は「必要悪」との見方も聞かれる。法曹教育で知られるニューヨークの米法務協会(PLI)が20日、パナマ文書に関する勉強会を実施した。激務の弁護士を相手にするPLIでは通例、年初に年間予定を組むのだが、パナマ文書が世界的に話題になっているため、関連の勉強会を急遽(きゅうきょ)組んだ。論点としては、政治化した背景、ハッカー対策、メディアに顧客情報が漏れた場合の対応など。資本を呼び込むために非課税または低税率を導入している租税回避地に対する否定的なコメントは聞かれなかった。中世に禁止されていた教会への不動産贈与や遠征した十字軍の兵士が生前贈与する手段として、非課税の信託が考案されたのが、租税回避の発祥である。こうした節税を売り物とする国や地域が台頭したのは20世紀のこと

だ。原因を作ったのは米国である。1950-60年代の米国はドルの国外流出を規制。一方で、基軸通貨に対する需要は強く、米国外で「ユーロ・ダラー」と呼ばれるドルの資金調達市場が生まれた。戦後のブレトンウッズ体制で米国に金融覇権を奪われた英国などが、ユーロ・ダラー市場を積極誘致。カリブ海などで「オフショア」と呼ばれる飛び地の領土を利用し、取引にかかる税金を減免した。活用したのは米国資本を中心とする多国籍企業だ。主権国家が集まる国際社会では、各国で税制や税率が異なる。国境をまたぐ企業内取引の二重課税を防止し、連結納税を最小化するために租税回避地が利用された。現在も、時価総額の大きい順に米企業を並べると、アップルなど上位企業のすべてが何らかの形で租税回避地を利用している。金融界でも年金などが運用する証券化商品や保険の新商品開発に使われている。「租税回避地そのものは、必要な機能」(スイスの投資会社ドゥヴェールのナイジェル・グリーン最高経営責任者)なのだ。パナマを租税回避地として誕生させたのも米国である。カリブ海と太平洋をつなぐ地政学的重要性に注目した米政府は、20世紀初頭にコロンビアの州だったパナマを独立させた。すると、パナマ運河に利権を持っていた米国の銀行が進出し、船舶登録など租税回避地として栄えた。冷戦終結後、パナマにおける米国の軍事的な影響力が低下した分だけ、米銀も事業を縮小したが、租税回避地としての機能だけは残った。高い匿名性が確保される租税回避地だが、大半の当局の問い合わせに答える義務を自ら課している。ところが、パナマの場合、全世界で40以上ある租税回避地の中でも情報開示の悪い部類に入る。資金移動を監視する法律も緩く、国際通貨基金(IMF)からも「資金洗浄やテロ資金流用への対策が不十分だ」と批判されてきた。80年代は麻薬カルテルによる資金洗浄が問題になっており、パナマは租税回避地の「劣等生」だったのだ。むしろ防ぐべきは、不正蓄財といった違法行為との指摘は多い。世界連邦政府や単一税制を定めた多国間の租税条約ができない限り、租税回避地は法と経済の隙間を埋める必要悪として存在し続けるだろう。

<http://www.msn.com/ja->

[jp/news/other/%E3%80%90%E3%83%91%E3%83%8A%E3%83%9E%E6%96%87%E6%9B%B8%E3%81%AE%E8%A1%9D%E6%92%83%E3%80%91%E7%A7%9F%E7%A8%8E%E5%9B%9E%E9%81%BF%E5%9C%B0%E3%81%AF%E3%80%8C%E5%BF%85%E8%A6%81%E6%82%AA%E3%80%8D%E5%BC%9F-%E3%83%91%E3%83%8A%E3%83%9E%E3%81%AF%E3%80%8C%E5%8A%A3%E7%AD%89%E7%94%9F%E3%80%8D/ar-BBsn8Ge#page=2](http://www.msn.com/ja-jp/news/other/%E3%80%90%E3%83%91%E3%83%8A%E3%83%9E%E6%96%87%E6%9B%B8%E3%81%AE%E8%A1%9D%E6%92%83%E3%80%91%E7%A7%9F%E7%A8%8E%E5%9B%9E%E9%81%BF%E5%9C%B0%E3%81%AF%E3%80%8C%E5%BF%85%E8%A6%81%E6%82%AA%E3%80%8D%E5%BC%9F-%E3%83%91%E3%83%8A%E3%83%9E%E3%81%AF%E3%80%8C%E5%8A%A3%E7%AD%89%E7%94%9F%E3%80%8D/ar-BBsn8Ge#page=2) (2016/4/30 アクセス)

租税回避方法 (Google を例に)



Google が租税回避に用いたのは、アメリカとアイルランドの租税理念の利用と、コスト・シェアリング契約によるライセンス付与、課税免税措置の利用である。

・アメリカ:上記 4 社に課税義務

チェック・ザ・ボックス規則により企業内取引として処理

Google Inc.が Google Ireland Holdings に対して付与しているライセンスは事前にコスト・シェアリング契約によって価格合意されており、アメリカ政府は本契約から生じる収益に対して課税する。

・アイルランド:Google Ireland Ltd.のみ (Google Ireland Holdings はアイルランドに登録をしているものの、バミューダで管理支配されているためアイルランド税法上課税対象外)

・オランダ:Google Netherlands Holdings BV のみ

尚、アメリカとアイルランド、アメリカとオランダ間での租税条約において二重課税の処理方法が個別に定められている。図の流れで最終的にバミューダからの課税を受けることになるが、バミューダでは無課税のために租税回避が可能となる。また、2006 年に Google Ireland Holdings は無限責任会社に形態変更したため、アイルランド法上、財務諸表の開示義務が免除され内部留保の把握が困難となっている。

10.議論

上記論点では全員が、「先進国が主に所属している G20 の法人税の平均を全世界的に採用すべきではない」、または「税制は国の経済状況や実情によっても異なる」との意見から反対派であったため、論点を以下のように変更した。

論点：タックス・ヘイブンを失くすことに賛成か反対か

◇賛成意見

- ・マネーロンダリングの問題が解決されるべきだから
- ・企業が納めるべき税を納めないことによって国民がより多くの税を払わなければいけなくなるため。
- ・既に発展している国でもタックス・ヘイブンを持っているのが不平等であるため
- ・まじめに払っている人もいるという点で不平等であるため
- ・企業が存在する地域の資源を使っているにもかかわらず税金を払わないのは不平等であるため

◇反対意見

- ・シンガポールなど自国の産業がない国の収益をあげることが出来る手段であるため
- ・脱税ではない、良い使い方ができるため
- ・合法であるのに加えて、資本主義として格差が大きくなることに問題がないため
- ・発展途上国の今後の発展を考えたら必要であるため
- ・タックス・ヘイブンの地域を持つこともその国の、産業の在り方であるため
- ・タックス・ヘイブンを失くし、世界で一律の税を課すことになるかすると、やはり先進国が主導になってしまい、税率が高くなってしまふことによって地球規模で見た時の格差が大きくなってしまふため。
- ・国民が税金の率を決めるべきだから。
- ・自由競争であるため

◇まとめ

今回、事前に用意をしていた論点では、「G20 という先進国基準で全世界共通の法人税率を決めるのは発展途上国の発展にとって難しい」との意見から反対意見が多く存在した。しかし、論点をタックス・ヘイブンの存在自体に変更した結果、「全世界で一定基準以上の税率にするべき」という意見が賛成派・反対派ともに散見された。つまり、全世界で一律 27%の法人税率とする法制度を敷くのではなく、全世界で 15%以上の法人税率とする、などの一定の基準を設けることが必要なのではないかという議論であった。

<参考文献>

「タックス・ヘイブンとは」

http://rh-guide.com/other2/tax_haven.html (2016/4/27 アクセス)

「タックス・ヘイブンで節税する方法」

http://rh-guide.com/other2/tax_haven_setuzei.html (2016/4/24 アクセス)

「G20 共同声明 税逃れ防ぐ枠組み広げよ」

<http://www.sankei.com/economy/news/160417/ecn1604170010-n1.html>

(2016/4/27 アクセス)

川田剛(平成 22 年)『タックス・ヘイブン対策税制』

トマ・ピケティ(2015)『トマ・ピケティの新資本論』日経 BP 社

ニコラス・シャクソン(2012)『タックス・ヘイブンの闇』朝日新聞出版

クリスチアン・シャヴァニュー, ロナン・パナン(2007)『タックス・ヘイブン—グローバル経済を動かす闇のシステム』作品社

中村雅英(1995)『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社

赤松晃(平成 27 年)『国際課税の実務と理論—グローバル・エコノミーと租税法—』税務研究会出版局

本庄資(平成 25 年)『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』日本租税研究協会

川田剛(平成 12 年)『タックス・ヘイブン対策税制/過少資本税制』日本税理士連合会

「多国籍企業と課税:租税回避手法の分析」

http://www.jlea.jp/2014zy_zr/ZR14-09.pdf (2016/5/7 アクセス)